

第七次前橋市総合計画 策定方針（案）について

平成 28 年 8 月 29 日 政策部政策推進課

1 策定方針（案）の趣旨

本市の人口は、既に減少局面へと突入しており、2010 年に約 34 万人であった人口は、2060 年には約 22 万人まで減少すると見込まれています。また、2010 年に 23%であった高齢化率は、2060 年には 40%まで上昇することが見込まれています。

私たちは、これまでも増して、人口や年齢構造の変化から生じる多様化・高度化した多くの行政課題に直面し、その対応を迫られることとなります。

総合計画は、こうした時代の変化にあっても、進むべき方向を見失わずに市政運営を展開するための長期的な指針であり、行財政運営の最上位計画です。

なお、本策定方針（案）は、平成 30 年度から開始する第七次前橋市総合計画策定にあたっての基本的な考え方を示すものであり、市役所のみならず、地域の民間事業者（産官学金労言）や住民と共有することを目的に作成するものです。

2 計画の構成と3つのコンセプト

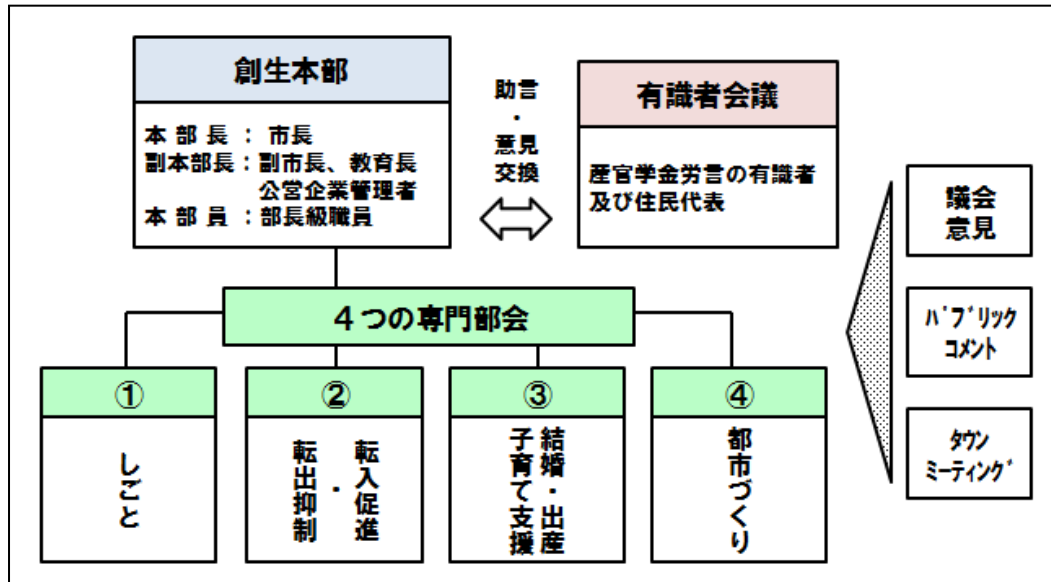
(1) 計画の構成 ※詳細は別紙のとおり

「基本構想」と「推進計画」の2層で構成します。役割と期間は、次のとおりです。

	役割	期間
基本構想	長期的な視点に立ち、「本市がどんなまちを目指すのか」を定めます。現行の第六次前橋市総合計画、県都まえばし創生プラン、前橋ビジョンで掲げる理念と整合を図りながら策定します。	特に期間を定めない
推進計画	基本構想の具現化を図るため、平成 30 年度を初年度とし、中・長期的に推進する重点施策を示します。なお、本計画は市長任期を考慮しつつ、定期的な見直しを実施します。	7 年間 または 11 年間

3 策定体制

「県都まえばし創生本部」及び「同有識者会議」（※³）を中心に、市議会での審議やタウンミーティング等を通じた市民意見を反映させるなど、官民一体となって策定します。



（※³）有識者会議は、産学官金労言の各分野で専門的な知見を有する委員により構成します。なお、既存の類似組織である前橋市総合計画審議会は本会議体へと移行します。

4 策定に向けたスケジュール（案）

（1）策定予定

平成 29 年 12 月末 ※詳細は、次頁「スケジュール（案）」のとおり

（2）条例制定及び計画審議

地方自治法の改正(H23.5)により、総合計画の策定は法律で義務付けられるものではなくになりました。しかしながら、市政運営の長期的な指針であり、行財政運営の最上位計画である総合計画を策定するにあたっては、市民の代表である市議会において議決を得ることが妥当であることから、そのための条例を新たに制定するとともに、計画の内容は、平成 29 年 12 月に開催の市議会での審議を予定します。

